

**認定歯科衛生士制度における
第 22 回歯科医学会総会分科会プログラムの教育研修単位について**

日本歯周病学会会誌第 54 巻 第 3 号に掲載の会告に教育研修単位：10 単位（予定）と記載がございますが、この教育研修単位は認定医、専門医、指導医制度に対してものものであり、認定歯科衛生士制度における単位には含まれません。ご注意ください。